

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第1回）

氏 名 山 中 仁 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年8月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年7月7日～8月1日） 同年7月7日～8月1日 ケンブリッジ大学 "English Legal Methods Summer School" を受講		
キーワード欄 ・ケンブリッジ大学サマースクールの受講 ・最高裁判所の見学及び審理の傍聴 ・ケンブリッジ治安判事裁判所の傍聴		

平成26年8月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山中 仁 美

報告書簡(第1回)

平成26年7月7日～8月1日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 ケンブリッジ大学におけるサマースクールの受講

1 コモン・ローを採用していない国で法律を学んだ人を対象に、各種イギリス(=イングランド及びウェールズ)法の基礎を教えてくれる4週間のコースでした。午前中にレクチャーが3コマ、午後に選択制の少人数ゼミ(私は、Criminal Law と Civil Procedure を選びました。)があり、受講生は、ヨーロッパや南米から来た大学生や弁護士が殆どでした。毎日様々な科目を扱うので予習復習が大変でしたが、講師は皆授業が上手く熱心であり、イギリスの法制度がどのようなものを学ぶことができたので、秋からのレスター大学での授業の選択や予習に大変役に立ちそうです。オックスブリッジの特殊な教育制度や学生生活を垣間見ることができたこと、色々な国の法律家と知り合えたことも大変良かったと感じています。

2 判例法についての講義では、様々な裁判例が紹介されましたが、裁判官の個性が強く出ていて、まるで小説のようなものもあり、東京地裁刑事部では「判決書はこうあるべきではないか」というような議論をよくしていたので、大変刺激的でした。判決が Oral (口頭) でもいいことも影響しているのかもしれませんが。また、刑法のゼミは、共犯として罪責を負う範囲の広さなど、各国の受講生を驚かせる内容で、国ごとの犯罪処罰に対する姿勢の違いを感じました。全般的にイギリスはシビアな刑事政策を採っている印象を受けましたが、そのときどきの政治に影響するとのことでした。

第二 最高裁判所の見学及び審理の傍聴

サマースクールの授業の一環で、ロンドンにある最高裁判所を訪問しました。従前、最上級審は House of Lords (上院) が行っていましたが、三権分立が見える形で強化するため、2009年に Supreme Court が誕生しました。法廷は3つあり、誰でも自由に見学することができます。職員から概要の説明を受けたのは、ステンドグラスのあるクラシカルな法廷でしたが、実際に審理を傍聴した第2法廷は、傍聴席の後ろがガラス張りの大変モダンな内装でした。法廷の大きさはそれほど広くなく(日本の小法廷よりも小さいと思います)、裁判官の席と当事者・傍聴席がいずれも同じ高さでした。審理はテレビ中継されており、最高裁判所地下のミュージアムの一角で、その様子を見ることもできました。

審理では、代理人が主張やそれに関連する判例に言及しているときに、裁判官がそれは本件と事案が違うのではないかと自由に関心を挟んでいる点が大変印象的でした。日本では「公平らしさ」を重視して、一般的には心証開示にはそれほど積極的でないように思いますが、関連な議論が法廷でなされているのを見て、審理中に判断に影響しない主張を退けられるので、審理の促進に適うように感じました。また、驚いたことに、事件概要、審理予定などを一覧できるペーパーを受付でもらうことができ、司法サービスの充実を感じました。

第三 ケンブリッジ治安判事裁判所の傍聴

授業が午前中で終わった日の午後に、ケンブリッジのシティセンターに所在する

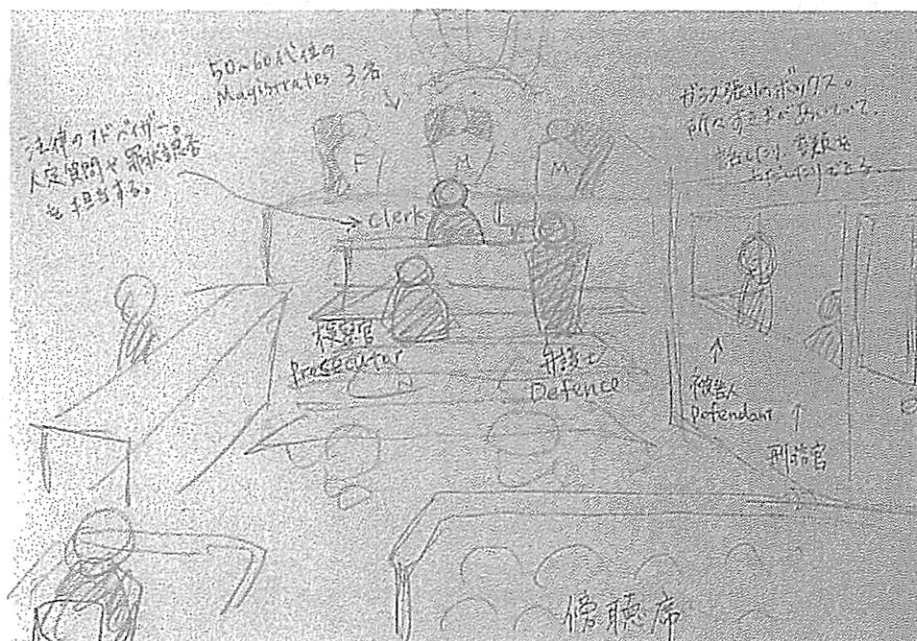
Magistrates' Court (治安判事裁判所) の傍聴に行きました。施設の職員の方がサマースクールのレクチャーで、「市民の市民による市民のための裁判」だと言っていたことが大変印象深く、是非行かねばと思い、出かけました。

治安判事裁判所は、管区内の市民から選ばれた Magistrates によって裁判が行われており、彼らは交通費や仕事を休んだ分の補償などを受けることはできませんが、基本的にはボランティアです。18歳以上でイギリスに住んでいれば国籍すら問わず誰でも応募することができますが、志願者が集まること自体驚くべきことであり、前記職員の方が、自慢げに制度の説明をしていたのも頷けました。市民の司法参加がかなり進んでいるといえます。

民事事件も刑事事件も扱っていますが、この日に見たのは刑事事件3件でした。日本でいう略式手続のようなものです。比較的軽微な事件を扱っているとはいえ、罰金などの刑罰を科す以上、法律の素人だけに任せるのは不安、ということで、治安判事たちが座る法壇の一段下には、Clerk と呼ばれる法曹資格を持った者が構えており、いつでも法的なアドバイスをすることができます。文献で読んだときには、結局どのように事件に携わっているのかよくわかりませんでした。実際の裁判では、人定質問や罪状認否も Clerk が行っていました。検察官ではなく Clerk が犯罪事実を読み上げて、罪を認めるかどうかを Defendant (被告人) に確認すると、3名とも有罪を認めていました。罪状認否が終わると、検察官が事件の詳細を述べ、弁護人が弁論を行い、治安判事が確認したいところだけ補充の質問をし、Clerk に何か法的なアドバイスがないかどうかを確認し終わると、その場で3名の治安判事が合議をし、量刑を決めていました。(なお、1件目は複数件の交通違反を犯したもので、重大 (serious) だと判断されて、刑事法院 Crown Court に移送する決定がなされていました。)

量刑を決めるにあたっては、量刑ガイドラインを参考にすることになっており、これはオンライン上でも公開されていますが、内容からして、Defendant の性質や犯罪内容に応じて柔軟に判断しているように見えました。

この量刑ガイドラインについては、研究テーマの一つなので、レスターに移動してからも、各種裁判所の傍聴や文献を読むなどして観察していきたいと思っています。



以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第2回）

氏 名	所属庁・官職	派遣先
山 中 仁 美	東京地方裁判所 判事補	英国 レスター大学
提 出 書 面		
平成26年9月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年8月2日～同年9月10日）		
同年8月2日～同年9月10日 レスター移動後の生活		
8月6日 レスター大学への挨拶		
8月28日 レスター州クラウンコートの裁判傍聴		
キーワード欄		
・レスター大学にて、 [REDACTED] 、 [REDACTED] [REDACTED] 氏に挨拶		
・ [REDACTED] での生活立ち上げ（ [REDACTED] ）		
・レスター州クラウンコート（Crown Court）にて刑事裁判の傍聴		
・治安判事裁判所（Magistrates' court）の [REDACTED] 氏との会食		

平成26年9月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山 中 仁 美

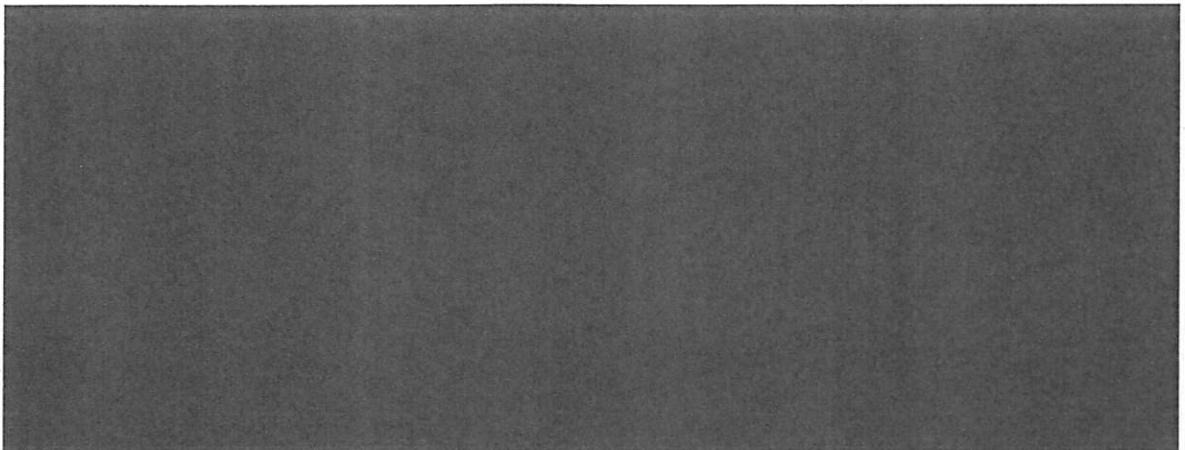
報告書簡(第2回)

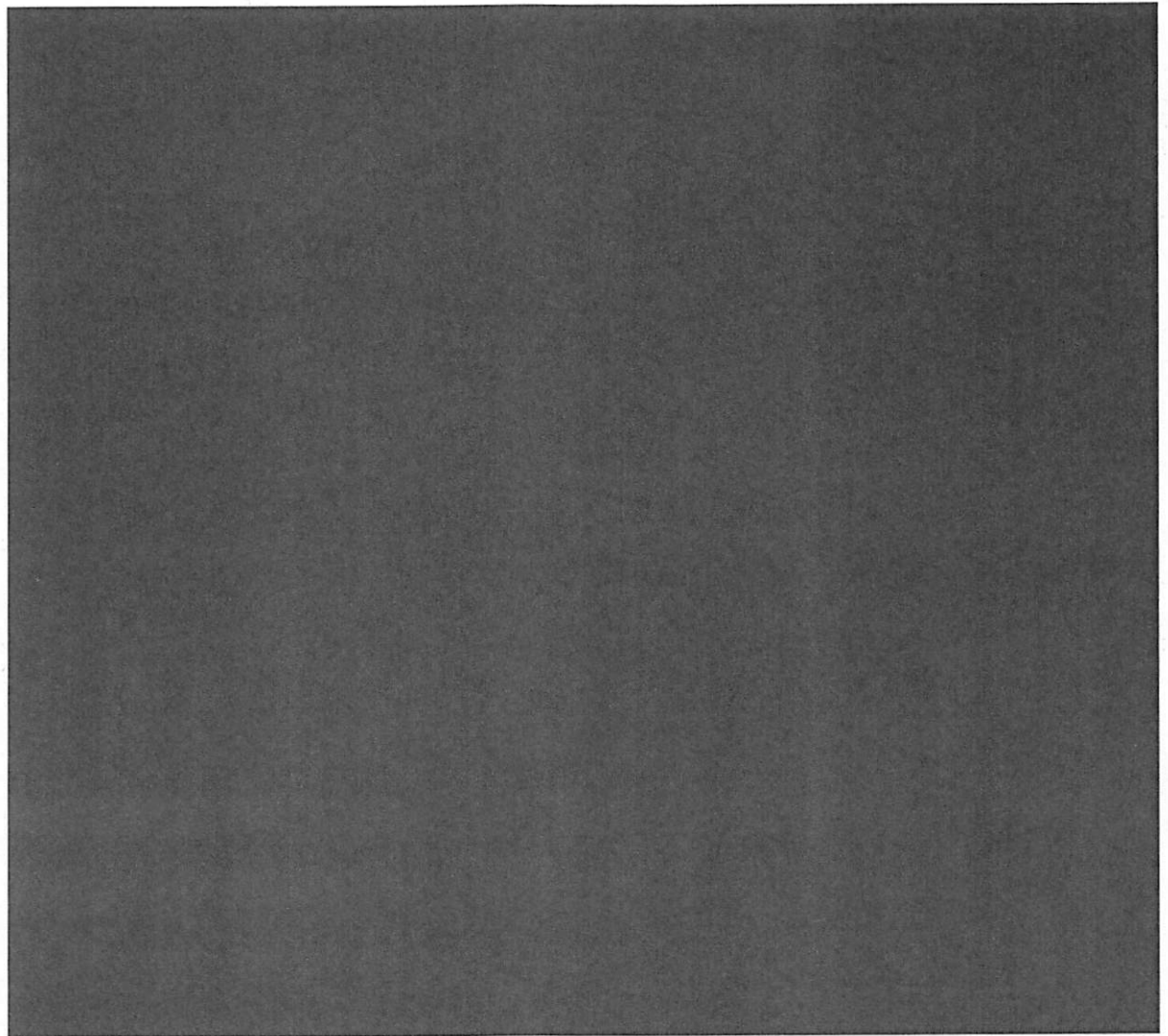
平成26年8月2日～同年9月10日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 レスター大学への挨拶

7月中旬に[REDACTED]さんと[REDACTED]と連絡を取り、[REDACTED]への挨拶の日程調整をしていただき、8月6日に訪問しました。例年どおり、法学部棟内の個室を貸与されたほか、図書館の入館証、データベースへのアクセス権限もいただき、充実した研究生活を送ることができそうです。授業のシラバスを受け取るのは9月中旬以降になるようです。

第二 [REDACTED]での生活立ち上げ





第三 レスター州クラウンコートへの訪問，刑事裁判の傍聴

治安判事裁判所から移送された事件など裁判官一人で行う裁判をいくつか傍聴しました。前回報告した治安判事裁判所と同じく，クラウンコートでも書記官が罪状認否まで行っていました。1回結審の事件もありましたが，次回期日を2，3か月先，更には半年以上先に指定しているものもあり，その間保釈するとはいえ，長期で驚きました。法廷の構造は，書記官席の並びに証言台があり，二方をレールカーテンで隠せるようになっていたり，被告人席が弁護人の後方のガラス張りの小部屋であったりと，日本のそれとは大きく異なりましたが，遮へい措置や被告人の入

延に人手がいない合理的な構造になっていると感じました。

第4 [REDACTED] 氏との会食

[REDACTED] にご紹介いただき、治安判事裁判所で [REDACTED] 氏と会食をする機会を得ました。ケンブリッジでの傍聴の疑問点を質問させていただくことができたので、大変有益でした。Compensation（被害者への損害賠償）のみを命じた判決について聞いてみたところ、刑事責任がないと言っているのと同じことだから、年に1回あるかどうかのレアなケースとのことでした。支払わないと刑務所に行くことになるので、民事の賠償よりは強いものだそうです。日本では、刑事損害賠償の申立てや別途民事訴訟を起こさねば賠償を得ることができないので、そのような労力なしに被害者救済ができる利点があると思いました（もともと、裁判所に支払われた賠償金が被害者の下に送られるまでには結構な時間を要するそうです）。また、量刑理由について、量刑ガイドラインの幅から外れる場合は理由をつけなければならないとの法律がありますが、枠内である場合も人権擁護の観点から理由をいう必要があります（陪審の評決を除く。）、枠外の場合は特に外れた理由を述べなければならないという意味とのことでした。現在は、特段の理由がない限りガイドラインに従う必要がありますが、昔に比べれば幅がかなり広がっているそうです。

実務は書物では調べ難いので、今後も実務家の方々にお話を伺う機会をなるべく多く持ちたいと思います。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第3回）

氏 名 山 中 仁 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年10月15日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年9月11日～同年10月15日） 同年9月11日～同年10月15日 9月29日 レスター大学 新学期開始 10月1日 授業開始		
キーワード欄 ・  ・ レスター大学における授業の開始		

平成26年10月15日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

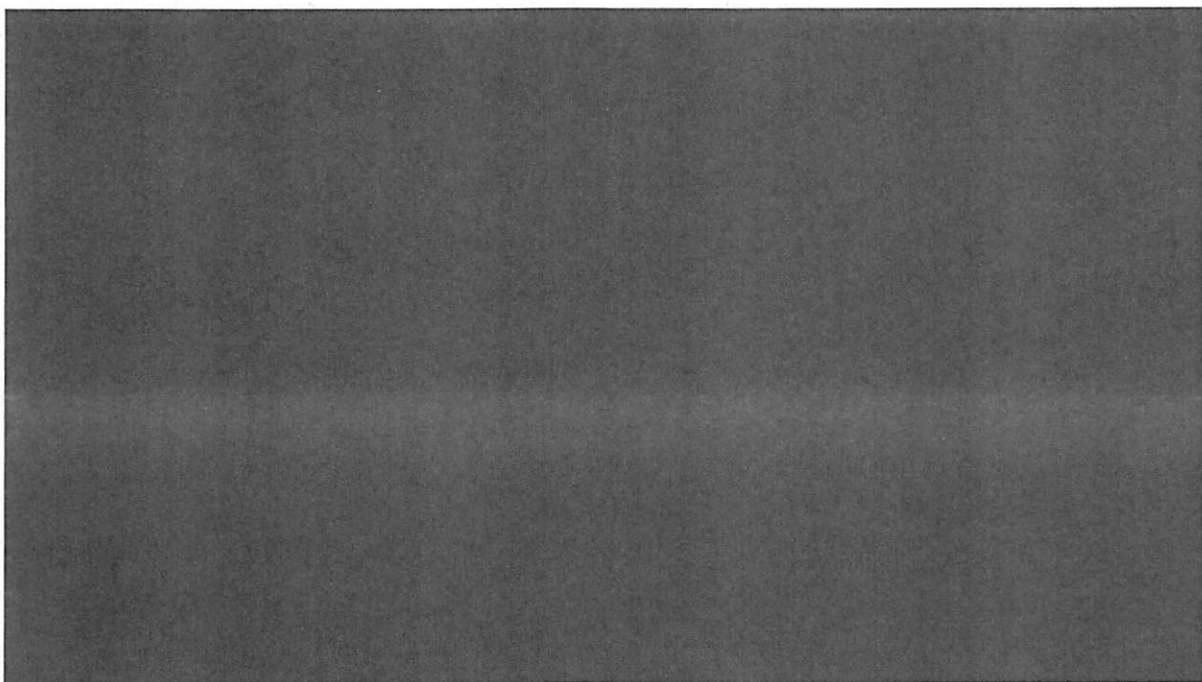
(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山 中 仁 美

報告書簡 (第3回)

平成26年9月11日～同年10月15日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一



第二 レスター大学での授業開始

9月29日より新学期 (Semester 1) が始まりました。今学期は、民事手続 (Civil Justice System), 証拠法 (Law of Evidence), 犯罪学 (Criminology), 医事法

(Medical Law) の4科目を受講することになりました。日本の法学部と異なり、各科目につき週2, 3コマの講義があり、さらに授業で紹介された論点を少人数でディスカッションするチュートリアル時間が設けられているのが特徴的です。通常は聴講生にはチュートリアルの参加を認めていないそうですが、医事法のチュートリアルに参加させていただけるようお願いしたところ、快く受け入れていただくことができました。膨大な論文や判決文を読んで準備する必要があるのが大変ですが、10月後半から始まるのを楽しみにしています。現在、医事法の授業では、医師等の過失についての議論を扱っているのですが、在外研究派遣前に、過失の有無が争点の複雑な医療過誤訴訟を担当した経験から、大変興味深く取り組んでいます。

また、課外では、英語を母国語としない大学院生向けに無料で提供される English Language Teaching Unit による英語コースを受講することになりました(週2時間)。他にも、The Legal Week という法的な視点から時事問題をディスカッションするグループに参加してみたり(参加者は、複数名の教授、学部生から大学院生までの幅広い学生です。), 忙しくも充実した研究生生活を送っております。

第三 その他

レスター大学派遣者が毎年度お世話になっている Country Court の [REDACTED]
[REDACTED] へのご挨拶は10月末以降で予定
を調整中です。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第4回）

氏 名 山 中 仁 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年11月17日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年10月16日～同年11月17日） 同年10月30日 レスター州裁判所訪問		
キーワード欄 ・ 医事法のチュートリアルへの出席 ・ XXXXXXXXXX にご挨拶，同裁判官担当事件の傍聴		

平成26年11月17日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山 中 仁 美

報告書簡（第4回）

平成26年10月15日～同年11月17日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 医事法のチュートリアル

前回報告したとおり、医事法のチュートリアル（全4回、隔週）の初回が10月23日にありました。医事法のレクチャーの受講人数はそれほど多くないため、授業を担当している教授が直接チュートリアルをしてくださいます（受講人数が多い科目の場合は、講義担当者ではないチューターを数名立てているようでした。）。教授の研究室に並べられた椅子に、私を含めて6人の学生が座り、事前に出された課題（関連する学術論文や裁判例を前提に、ディスカッションのテーマが設定されていました。）に沿って、これまでの授業の内容を復習するとともにより深める内容でした。講義とともにこのような機会が設けられているのは、理解の助けになり、とても良い制度だと感じました。

第二 レスター州裁判所の訪問

レスター州裁判所を訪問し、州裁判所（County court）の巡回裁判所判事（Circuit Judge）である [REDACTED] にご

挨拶に行つてまいりました。同裁判官は、レスターの他にノーザンプトンでも事件を担当されているため、お会いするのが遅くなってしまいました。ご挨拶の後、早速その日に審理が行われる事件の記録を見せていただき、法廷では同裁判官の隣に座つて傍聴することができ、修習生のような手厚い研修をさせていただきました。州裁判所の民事事件は初めて傍聴したのですが、手続は概ね日本の民事訴訟手続と同様でした。大きく異なるのは、判決の言渡しです。日本では判決原本を作成して、それを読み上げる形式ですが、イギリスでは判決文を作成する必要はなく、口頭で言渡しがなされるのみです。[REDACTED]は、何ら原稿を用意することなく、手元の主張書面や証拠などを見ながら、両当事者の主張や争点、判断の理由をよどみなく言い渡していたことに大変驚きました。なお、この言渡しは録音されており、当事者は希望すればその反訳を手に入れることができますが、有料だそうです。

また、日本では訴訟費用についても判決に判断が示されますが、イギリスでは敗訴当事者に費用負担をさせる制度が採られているため、判断（Judgment）が言い渡された後に、裁判所と勝訴当事者との間で、最終的に当該訴訟にかかった費用について、弁護士費用も含め具体的な額の内訳を記載した申告書をもとに、敗訴者に負担させる額の話合いがなされていたのも印象的でした（order for costs の手続。このときは原告のソリシターの申告額を3分の2に減額していました。）。

イギリスでも本人訴訟がそれなりに多らしく、この日傍聴した2件とも被告には代理人がいませんでした。貸金返還請求訴訟では、被告が長い間裁判所からの支払命令や連絡に全く応答してこなかったにもかかわらず、本件訴訟当日の朝に書証を提出しようとしたため、時機に後れたものとして書証の提出は認められず、なぜ応答しなかったのかと強く非難されていました。

裁判官専用の部屋で昼食をとったのですが、刑事法院の裁判官、レコーダー、治安判事裁判所の治安判事（自らが担当し控訴された事件について、控訴審の裁判官を手助けするために来たそうです。）など様々な種類の裁判官とお会いすることができました。色々な立場の裁判官とそれぞれの問題意識などを気軽に話し、情報交換をする場があるのは有益に感じました。

刑事法院の裁判官も、研修を受け入れてくださるとのことでしたので、冬休みに入ってから集中的に傍聴をお願いしようと考えております。

第三 その他の大学生活について

以前報告したとおり、留学生向けの学術英語のコースを受講中ですが、11月からスピーキングのコースも開講されたため、追加して受講することにしました。また、前任者は学生向けのオンライン上の学習支援システムに登録していただいていたようですが、今年はシステムに登録ができないようで、休講情報などが得られないことに少し困っています。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第5回）

氏 名 山 中 仁 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成26年12月31日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成26年11月18日～同年12月31日） 同年12月10日 欧州人権裁判所訪問 同月15日～19日 レスター・クラウンコートでの傍聴		
キーワード欄 ・ 仏ストラスブール所在の欧州人権裁判所訪問 ・ レスター・クラウンコートにおいて、 XXXXXXXXXX 及び XXXXXX XXXXXXXXXX ご担当の刑事事件の傍聴		

平成26年12月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山 中 仁 美

報告書簡（第5回）

平成26年11月18日～同年12月31日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 欧州人権裁判所訪問

12月10日、フランス・ストラスブールにある欧州人権裁判所を訪問し、大法廷における弁論を傍聴しました。事案は、国連安全保障理事会によるイラクのクウェート侵略に対する制裁の一環で、サダム・フセイン政権と関連するある個人とその経営する企業の資産を凍結・没収するよう加盟国に命じ、スイスが原告とその会社の資産を凍結したことに関し、原告はスイスの裁判所に適正手続が採られなかった旨申し立てたものの、棄却されたことから、欧州人権条約6条違反であるとして、欧州人権裁判所に訴えたというものでした。スイス側を支援するため、イギリスからも Attorney General（法務長官）が訴訟に参加して意見を述べていました。同裁判所は、人権擁護の最後の砦としての役割を果たすため、欧州人権条約締結国（47か国）と同数の裁判官により構成されています。大法廷に17名の裁判官が法壇に並ぶ様子は圧巻でした。人権保障の程度はその国の政治体制とも関連が深いので、当然申立て件数も国ごとに大きな差があり、このような機関を維持運営していくの

は相当な苦勞があるのではないかと思います。大学でイングランド・ウェールズ法を勉強していると、様々な場面で欧州人権条約が登場します。日本にいと条約の存在を意識する機会はそれほど多くはありませんでしたが、欧州という国を超えた体制が各国の法律に大きな影響を与えているのを感じます。イギリスでは EU から抜けるかどうかという議論が今も続いているくらい影響が大きいようです。

第二 レスター・クラウン・コート（刑事法院）での傍聴

クリスマス休暇中の 1 週間、クラウンコートで刑事事件の傍聴をさせていただきました。常任の裁判官（Resident Judge）である [REDACTED] にアレンジをしていただき、同裁判官ご担当の事件を傍聴するとともに、[REDACTED] にご担当の事件を傍聴しました（[REDACTED]）。資料を見せていただいた上で、法壇の隣に座らせていただき、質問にも快く答えていただき、大変勉強になりました。

陪審裁判も選任手続から見ることができました。長年に渡り、限られた人的資源で実施されているので、準備段階から大変合理的です。ケースマネジメントには当事者が必要事項を記入するフォームが活用されており、一覧性がありますし、裁判所からの働きかけを必要としない点も迅速化に資するのではないかと思います（<http://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/criminal/formspage>）。

裁判官の手元にある事件記録は、事件の概要やキーとなる証拠・証人等に関する

警察官作成のレポート (Police Report) ¹, 関係者の陳述書 (Witness Statements)

², 被告人の事情聴取の録音反訳³ (捜査段階で自白している事件の場合は, 警察官作成のレポート内に要約がありました。), 証拠書類 (Exhibits) ⁴, 手続記録⁵等が, 種類ごとに紙ファイルに綴られ, 紙フォルダに入れられていました。

やっていること自体はそれほど日本と変わらないものの, こちらの刑事手続はかなり定型化が進んでおり, 均質⁶かつ迅速な司法サービスが可能である印象を受けました。周辺の法制度も多数異なる点があるので, 単純に日本の制度と比較することはできませんが, それでも参考にできる点は多いように感じました。

陪審員のための資料⁷も, 起訴状の写しを含め訴追側のバリスターが用意し, 必要

¹ 日本における検察官の証明予定事実記載書面と同様の役割を果たすものですが (公判前整理手続に付されているかどうかにかかわらず, 全件提出されているようです。), ①事件概要, ②証拠の内容, ③重要な証拠及び必ずしも重要ではないが参考となる証拠としてどのようなものが存在するか, ④自白している事件については被疑者の供述内容等が, 定型書式で項目ごとに分けて記載しており, 事件の把握を短時間で行うことができます。

² 未成年者の場合は, 本人作成の陳述書の代わりに, 事情聴取結果の録音反訳が用いられることが多いようです (陳述書の作成自体は可能。)。成人でも録音反訳が用いられるケースもあるそうです。

³ 事情聴取の全てが反訳されているわけではなく, 捜査官を主語としてある程度まとめられており, 争っているところは問答をそのまま反訳しているようでした。発言内容の脇にはそれぞれ録音体の記録時刻が記載されています。検察官の取調べ状況報告書を客観的に検証可能にしたもの, という趣で, 言った言わないの水掛け論が生じず, かつ, 証拠をコンパクトにできる点はかなり魅力的に感じました。

⁴ 治安判事裁判所から量刑決定のためにクラウンコートへ移送された事件 (Committal for Sentence) などは, 既に治安判事裁判所で審理がなされているため, 防犯カメラ映像を印刷したものや, ナイフの写真などがファイルに綴られていました。

⁵ 書記官が準備手続や審理で行われた手続とその日時を入力し, 表にします。証人の尋問開始時刻や終了時刻まで記録された詳細なものでした。これも, 日本の刑事記録の調書より一覧性が高く, 参照しやすいので, 手続漏れも防ぎやすそうです (統計も取りやすいのではないのでしょうか。)

⁶ 訴訟運営に関しては, Bench Book という裁判官のための公式ガイドブックが活用されており, 陪審員への説明の仕方など, 具体的で有益な内容が記載されています。

⁷ 傍聴した事件は, 犯人性以外に争いがなく, 書証は, ①客観的事実や目撃証言など争いのない事実が記載された合意書面 (2頁ほど), ②被告人の逮捕当時の供述書面 (録音反訳), ③現場と逮捕場所を示した地図のみで, かなりコンパクトでした。人証は, 取調官の証人尋問 (取調べでの供述内容を陪審員に読み聞かせる目的なのか, 訴追側バリスターと証人が②を交互に台本のように読み上げているのが興味深かったです。) と, 本人が Witness として証言するのみでした。

があれば弁護側も追加するそうです（審理中に配布）。守秘義務についての説明（Direction）や、裁判官による証拠調べの内容の要約及び法的問題のまとめ（Summing Up⁸）は裁判員裁判に応用できそうでした。

陪審裁判は、陪審員が有罪か無罪かを決定し、有罪の場合に裁判官が量刑を決めるものです。裁判官と陪審員は法廷で顔を合わせるだけであり、評議は陪審員のみで行われるので、議論の内容が複雑な場合は、裁判官が議論の順番をチャートにして渡すこともあるそうです⁹。今回傍聴した事件はたまたま証拠の内容も比較的単純でしたが、証拠調べや最終弁論、Summing Upの内容をメモしている陪審員はほぼいなかったもので、事実認定の理由を述べる必要がないとはいえ、思い込みや感情に流されずに証拠から判断するという作業がどれだけ可能なのであろうかと思いました。陪審裁判を行うかは被告人自身の希望によるので、もし選択権がない場合には、民主主義だからというのでは少し割り切れないものがあるように感じました。

総じて、日本に比較すると、広く手続が公開されていることが強く印象に残りました。陪審員の選任手続は公開で、陪審員候補者が被告人の顔を実際に見て無関係かどうかを確認することにも驚きました。陪審裁判以外にも様々な手続を見て、細かい点も含めて沢山の刺激を受けたので、その全てを報告したいところですが¹⁰,

⁸ ■■■■■は、①争いのない事実、②被告人の主張、争点、③陪審員の役割、立証責任の存在、④起訴事実の構成要件、認定できるか議論すべき事項、⑤証拠の内容及びその説明（例えば、被告人の供述は録音反訳なので、その旨供述したことは信用してよいなど。証言内容も、争点と絡めて重要な点を分かりやすく要約していました。）を順に述べていました。最後に、評議で考えてほしいことをまとめて述べたほか、被告人に無罪の立証責任はないことは繰り返し述べていました。両当事者に、他に言うべきことがあるか、ミスリーディングなところはないのかも確認していました。

⁹ Crown Court Bench Book – Directing the Jury 2010によると、複雑な事件の場合は、議論のルートのほか、法的問題について、裁判官が作成して陪審員に渡すことがあるようです。

¹⁰ 量刑判断については、具体的に何を参考にしているかを伺うことができました。有罪答弁をした場合のPre-Sentence Reportsの役割、保護監察官（Probation Officer）の意見（日本の少年事件の調査官の処遇意見に似ています。）なども含めて、また検討したいと思います。

紙幅の都合があるので、この報告書簡とは別のところで学んだ成果を還元できれば幸いです。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第6回）

氏 名 山 中 仁 美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提 出 書 面 平成27年2月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年1月1日～同年2月10日） 同年1月26日 新学期開始		
キーワード欄 ・ 悪性格証拠の研究 ・ 新学期の履修科目		

平成27年2月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山中 仁 美

報告書簡（第6回）

平成27年1月1日～同年2月10日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 冬休み中の研究状況

冬休み中は、証拠法の授業で扱われた、刑事手続における悪性格証拠（Evidence of Bad Character）が興味深かったので、文献などで調べてみることにしました。授業で紹介された裁判例の中には、私の感覚からすると陪審員に偏見を与えるのではないかと思える証拠が許容されたものもあり、証拠の採用の範囲が広く感じられたからです。

英国では、2003年に Criminal Justice Act 2003 が制定され、従来のコモンロー上のルールを排除し、悪性格証拠の定義が定められました（被告人及び被告人以外の第三者を含みます。）。被告人の悪性格証拠については、Gateways と呼ばれる7つの類型が定められており、そのうちの1つに該当すれば、証拠としての許容性が認められるという新たなスキームが作られました（類型に当たる場合も裁量による証拠排除の可能性は残されています。）。

もっとも、悪性格証拠は定義に曖昧さが残されており、どのような証拠が許容さ

れるかは一義的に明らかなものではありません。例えば、悪性格証拠とされる「責められるべき行動 (Reprehensible behaviour) に関する証拠」は、法律上定義がなく意義が曖昧であるとの指摘があり、控訴院での判断も様々です。結局、裁判例の集積から判断するほかないようですが、どこで線引きがなされているのかは難しく感じました。

第二 第2学期の開始

1 履修科目について

1月最終週より、新学期 (Semester 2) が始まりました。今学期は、引き続き、証拠法 (Law of Evidence) を受講するほか、刑事訴訟法 (Criminal Justice System)、法と経済学 (Law and Economics) を受講することにしました。法と経済学は、多岐にわたる法律分野と経済学への理解を要するので、難しいですが、以前より学びたいと思っていたので、大変興味深く受講しています。

2 課外活動

第1学期に引き続き、The English Language Teaching Unit の留学生向けの英語クラス (Insessional Course) に参加することにしました。今回は、文法のクラスにしました。全4回のコースです。<http://www2.le.ac.uk/offices/eltu/insessional>

また、レスター大学で開講されている日本語講座のお手伝いを週1回ボランティアですることになりました。数か月前に同講座の日本語教師の方に、イングランド人の言語交換相手をご紹介いただき、これまでも日英の芸術や歴史、法律などについて毎週語り合い、大いに刺激を受けてきましたが、また新たな発見がありそうで楽しみです。

以上

平成26年度判事補海外留学研究員報告書簡（第7回）

氏名 山中仁美	所属庁・官職 東京地方裁判所 判事補	派遣先 英国 レスター大学
提出書面 平成27年3月10日付け報告書簡		
報告期間中の日程の概略（平成27年2月10日～同年3月10日） レスター大学において、2学期の授業を受講		
キーワード欄 ・オンライン学習支援システムへの登録 ・刑事手続法（Criminal Justice System）の講義内容 ・ ██████████ 氏の講演		

平成27年3月10日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成26年度判事補海外留学研究員

(英国・レスター大学)

東京地方裁判所 判事補 山 中 仁 美

報告書簡（第7回）

平成27年2月10日～同年3月10日までの研究状況についてご報告申し上げます。

第一 学習支援システムへの登録

2月の後半になって、ようやくオンライン上の学習支援システム（Blackboard）に登録していただくことができました。他の学生同様にスライドなども入手できるようになり、大変便利になりました。このシステムは、スマートフォンのアプリケーション上でも使用することができ、大学教育のIT化には驚かされます。IT化といえば、世界の大学の講義を無料で受講できるWebサイトがいくつかありますが、レスター大学も、Future Learn というサイト (<https://www.futurelearn.com/>) で、4月より、科学的証拠に関するコース（Forensic Science and Criminal Justice）を開講するようです。

第二 刑事手続法の授業で興味深かったこと

刑事手続法の講義では、警察による捜査から始まり、現在は、刑事裁判についてのトピックが取り上げられています。その中で、治安判事裁判所での有罪判決率の高さに関する議論が興味深かったので、ご報告いたします。

治安判事裁判所は、刑事法院に比べて、有罪判決がなされる率が3割高いそうです。その理由として、治安判事が法律家ではないために、検察側の証人（捜査を担当した警察官が多い。）に無批判になりがちであることや、法的問題と事実認定を担当するために、例えば自白の信用性が問題になった際に区別して考えるのが困難であること（陪審裁判の場合、採用された証拠しか陪審員の目に触れない。）、治安判事は年間平均約40回審理を担当するため、同種事件を何度も審理する中で同様のストーリーを話す被疑者の話を信用できなくなる（陪審員は事件ごとに新たな者が選任されて担当する。）ことなどが考えられ、検察側も、治安判事裁判所では1人の地裁判事若しくは3人の治安判事を説得すればよいので、陪審裁判で陪審員らの大多数（多数意見による評決 Majority Verdicts が認められています。）を説得するよりも簡単と考えて、事件を刑事法院に送りたがらないことなどが考えられるとの研究があるそうです。

治安判事裁判所と刑事法院では、扱っている事件の内容や数が異なるので、土台となる数値の単純比較は難しいように思いますが、日本の刑事裁判に対する批判と似たところのある議論のように感じ、考えさせられるものがありました。

第三 講演会への参加

レスター大学では、外部から講演者を招いての講演会が頻繁に行われており、私も積極的に参加しています。2月24日は、

氏が法律家の役割というテーマで講演されました。ロースクール卒業後から現在までの活動を紹介されつつ、法律を学ぶことの意義、国民が進んで司法参加できるよう信頼性・透明性を高めることの重要性や、時代とともに法律も変化することなどをお話され、情熱を持って法

律を学んでほしい、と結んでいらっしゃいました。■■■■氏は、■■■■

■■■■です。キャリアを通じて感じてきた法律を学ぶ重要性は、説得力がありましたし、特に裁判官の影響力は絶大であるから国民からの信頼は重要であるとの言葉も印象的でした。多方面で公的な活動をされており、キャリアの在り方についても興味深く拝聴しました。

以上